

※詳細については、7月13日の学生ポータルサイト Campusmate-Jを確認してください。

目的	新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、授業料を減免し、就学の継続を支援することを目的とする。
申請資格	<p>(1) 減免対象者は、就学状況が良好で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、主たる家計支持者一人の2020年の所得金額、もしくは2021年の所得見込額が給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下の場合とする。</p> <p>①国や地方公共団体の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出がある者</p> <p>②学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の2020年の所得金額が、2019年の所得金額と比較し1/2以下となっている者。なお、所得金額とは、「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の所得金額とする。</p> <p>③2021年の所得見込額が2019年、もしくは2020年の所得金額と比較し、1/2以下となっている者。なお、所得見込額とは、収入が減少した月の1ヶ月分の所得を12倍したものとする。(1)就学状況が良好で次のいずれかに該当する者。ただし、主たる家計支持者一人の2020年の所得金額、もしくは2021年の所得見込みが給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下の場合とする。</p> <p>※「高等教育の修学支援新制度」の対象となる学生については、申請対象外。</p>
減免額	減免の額は、通年で40万円を上限とする。 但し、既に特待生として受けた減免額が、本制度の減免額と重複した場合は、その重複した額について再度の減免は行わない。
提出書類	<p>(1)尚絅学院大学新型コロナウイルス感染症に伴う授業料減免申請書</p> <p>(2)申請資格を確認するための証明書類</p> <p>(3)成績証明書</p> <p>(4)その他必要とする書類</p>
申込期限	<p>(1)第1次募集締切：8月4日(水)</p> <p>(2)第2次募集締切：11月10日(水)</p>
申請方法	所定様式「尚絅学院大学新型コロナウイルス感染症に伴う授業料減免申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、学生生活課まで提出。
選考結果及び給付方法	<p>選考結果については、第1次募集は8月、第2次募集は12月に通知予定。</p> <p>給付方法については、原則、後期納付金より減免する。既に前期授業料を納付済みの場合同様。</p>
学納金納付期限	<p>前期納付期限：8月31日(火)</p> <p>後期納付期限：1月31日(月)</p>
問合せ先	<p>学生生活課 担当：今田・荒川</p> <p>TEL022-381-3307 メールアドレス <a href="mailto:gakusei@shokei.ac.jp">gakusei@shokei.ac.jp</a></p>